

令和 7 年度港区高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種実施の手引き

1 目的

高齢者区民における新型コロナウイルス感染症の発病や重症化の防止を目的とします。

2 実施方法

港区と一般社団法人東京都港区医師会との委託契約により実施します。昨年度と同様に新型コロナウイルスワクチンのみ、東京都港区医師会に加盟していない医療機関（14 医療機関）においても接種を実施します。

定期予防接種 B 類疾病に該当しますので港区及び他の 22 区が協定を結んで実施します。

また、他区（22 区）民が接種を希望する場合がありますので対象者等を確認の上、受け入れていただきますようお願いいたします。

3 対象者

（1）接種時点で 65 歳以上の人（昭和 36 年 4 月 1 日までに生まれた人）

※実施期間中に 65 歳になる 64 歳の人にも郵送します。必ず接種日当日、65 歳以上であることの確認をお願いします。（65 歳の誕生日の前日から接種可能です。）

※昭和 36 年 1 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日までに生まれた人には、新型コロナウイルス感染症予防接種予診票を令和 7 年 12 月末にお送りする予定です。

（2）接種時点で 60 歳以上 65 歳未満の人（昭和 35 年 10 月 3 日から昭和 41 年 4 月 1 日生まれで心臓・じん臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害のいずれかの障害等級が 1 級の身体障害者手帳を所持している人

※該当する人に予防接種予診票等を郵送します。3 対象者（1）と同様に必ず接種日当日、60 歳以上であることの確認をお願いします。（60 歳の誕生日の前日から接種可能です。）

※昭和 41 年 1 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までに生まれた対象の人には、新型コロナウイルス感染症予防接種予診票を令和 7 年 12 月末にお送りする予定です。

4 予防接種の実施期間および時間

（1）期 間 令和 7 年 10 月 1 日（水）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

（2）時 間 各実施医療機関の診療時間

※接種期間の終了日がインフルエンザワクチンと異なりますのでご注意ください。

5 予防接種実施場所

令和 7 年度港区高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種実施医療機関

※集団接種等は実施いたしません。

6 周知方法

港区は、対象者にお知らせ、実施医療機関名簿、予診票を 9 月末頃に郵送で個別通知します。また、広報みなと 9 月 15 日号にも掲載します。

7 使用ワクチンについて

薬事承認された、LP8.1対応1価ワクチン及びXEC対応1価ワクチン

8 予防接種予診票について

(1) 23区の予診票の枠の色は、新型コロナワクチンは「茶色」で、港区では3枚複写です。1枚目は請求用、2枚目は医療機関控、3枚目は本人控で接種済証となります。3枚目の本人控は接種後、被接種者へお渡しください。

※港区では今年度から該当年度の数字を透かし文字で印刷しています。必ず、「7」の透かし文字表記のある予診票を使用してください。(別添予診票見本参照)

(2) 対象の接種希望者が接種当日に予診票を持参していない場合は、区の助成を受けることができませんので、予約受付時等にご案内ください。紛失・未着等の場合にはみなと保健所へ連絡をして予診票を受領してから接種をするようにお伝えください。

なお、接種後に予診票を再発行することはできかねますので、ご注意ください。

(3) 予診票は、鉛筆や消せるボールペンで記入しないよう接種者にご案内ください(予診票にも注意書きを記載しました)。予診票を記入して医療機関に来院された場合は、鉛筆や消せるボールペンを使っていないか確認をお願いします。

(4) 接種を見合わせたときは、予診票は被接種者にお返しください。また、次回接種するときに、使用できる旨をお伝えください。

9 予防接種方法

定期予防接種は、期間中に1回のみです。被接種者は医療機関名簿の医療機関に「新型コロナウイルス感染症予防接種予診票」を持参して接種を受けます。接種方法については、「B類疾病予防接種ガイドライン」及び「定期接種実施要領」に沿って実施してください。

10 被接種者の自己負担について

(1) 港区民は、全額公費負担による無料接種となりますので、窓口で徴収する自己負担金はありません(港区発行予診票右上に「無料」と表記)。

(2) 他区(22区)民は、予防接種予診票に「無料」、「免除」などの表示がない場合は、被接種者の自己負担金として予診票に記載の金額(令和7年度2,500円)を医療機関の窓口で徴収します。

※他区市町村、東京都下市町村にお住まいの人は、原則、公費負担のない任意接種(自費)となります。23区外にお住まいの市町村が発行した予診票を持参しても使用できません。

11 委託料単価(事業終了後、区から委託料としてお支払いする金額)

委託料単価は、各医療機関宛に9月10日に郵送いたしました、「令和7年度港区高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種実施の手引き」又は「実施報告書兼請求書」をご確認ください。

12 事務手続き

(1) 今年度から、委託料の請求、支払いを毎月行います。月初から月末日までに接種した「新型コロナウイルス感染症予防接種予診票(1枚目の請求用)」をとりまとめ、「港区高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種事業実施報告書兼請求書」を添えて、翌月10日までに港区医師会事務局へ提出してください。

(2) 港区医師会事務局は、報告書と予診票の内容を確認の上、港区へ「新型コロナウイルス感

「感染症予防接種予診票」の請求用を提出すると同時に委託料の請求をします。

- (3) 港区は、提出された新型コロナウイルス感染症予防接種の請求用予診票等を確認・点検し、翌々月中旬頃に港区から各医療機関へ委託料をお支払いします。

13 請求時の注意事項

- (1) 予診票の各項目は、健康被害補償の審査時に必要な情報ですので、ロットナンバー、接種日、医師署名又は記名押印、被接種者の署名、代筆の場合は被接種者及び代筆者の署名など、記入漏れのないようお願いします。(別紙「予診票確認時の注意事項について」をご参照ください。) ロットナンバーは誤記を防ぐため、ロットシールを貼付していただきますようお願いします。
- (2) 下記の場合は、委託料の支払いができませんのでご注意ください。
- ・接種期間（令和7年10月1日から令和8年3月31日）以外の接種
 - ・接種日現在、65歳未満（障害者区分の対象者については60歳未満）での接種
※該当者は予診票に有効期限を記載していますので必ず確認してください。
 - ・有効期限が切れているワクチンの接種
 - ・予診票「請求用」の提出がない場合
 - ・旧年度の予診票を使用しての接種
 - ・その他、定期予防接種の規定を守らない接種

【問合せ】 みなと保健所 保健予防課保健予防係
電話 03-6400-0081 担当 後藤・花村